

平成26年6月臨時会議  
厚生・産業常任委員会  
条例案資料

議第110号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 改正の理由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律による母子及び寡婦福祉法の一部改正により、同法に新たに父子家庭に対する福祉の措置が規定され、法律の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められたこと等に伴い、および新たに規定された父子福祉資金の貸付けに係る事務を市（大津市を除く。）に移譲するため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）ほか4条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 引用している法律の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めることとします。（第1条中別表関係）

イ 父子福祉資金の貸付けに係る事務について、市（大津市を除く。）が処理する事務に加えることとします。（第1条中別表関係）

(2) 次に掲げる条例の規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めること等必要な規定の整理を行うこととします。（第2条から第4条まで関係）

ア 滋賀県公債管理特別会計条例

イ 滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例

ウ 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例

エ 旧滋賀県母子家庭通学資金貸付条例

(3) この条例は、平成26年10月1日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則 省略 別表（第2条関係） （1）～（37） 省略</p>	<p>本則 省略 別表（第2条関係） （1）～（37） 省略</p>
<p>(38) <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。市（大津市を以下この項において「法」という。）<u>、母子及び寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号。以下この項において「政令」という。）および<u>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令</u>（平成14年政令第207号。以下この項において「改正政令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア <u>法第13条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による貸付けに係る申請の受付</u></p> <p>イ <u>法第13条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による継続貸付けに係る申請の受付</u></p> <p>ウ <u>法第15条第1項（法第32条第4項において準用する場合を含む。）の規定による償還の免除に係る申請の受付</u></p> <p>エ <u>政令第8条第3項ただし書（政令第37条第2項において準用する場合を含む。）の規定による繰上償還に係る申出の受付</u></p> <p>オ <u>政令第8条第5項（政令第37条第2項において準用する場合を含む。）および改正政令附則第4条第5項の規定による据置期間の延長に係る申</u></p>	<p>(38) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。）<u>、母子及び寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号。以下この項において「政令」という。）および<u>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令</u>（平成14年政令第207号。以下この項において「改正政令」という。）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア <u>法第13条第1項、第31条の6第1項および第32条第1項の規定による貸付けに係る申請の受付</u></p> <p>イ <u>法第13条第3項、第31条の6第3項および第32条第2項の規定による継続貸付けに係る申請の受付</u></p> <p>ウ <u>法第15条第1項（法第31条の6第5項および第32条第5項において準用する場合を含む。）の規定による償還の免除に係る申請の受付</u></p> <p>エ <u>政令第8条第3項ただし書（政令第37条第2項において準用する場合を含む。）の規定による繰上償還に係る申出の受付</u></p> <p>オ <u>政令第8条第5項（政令第37条第2項において準用する場合を含む。）および改正政令附則第4条第5項の規定による据置期間の延長に係る申</u></p>

請の受付

カ 政令第17条ただし書（政令第38条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の免除に係る申請の受付

キ 政令第19条第1項（政令第38条において準用する場合を含む。）および改正政令附則第4条第8項の規定による償還金の支払猶予に係る申請の受付

ク アからキまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(39)～(76) 省略

請の受付

カ 政令第17条ただし書（政令第38条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の免除に係る申請の受付

キ 政令第19条第1項（政令第38条において準用する場合を含む。）および改正政令附則第4条第8項の規定による償還金の支払猶予に係る申請の受付

ク アからキまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(39)～(76) 省略

滋賀県公債管理特別会計条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>（歳入および歳出）</p> <p>第2条 この会計においては、一般会計および特別会計（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第36条第1項、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第10条第1項、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第13条第1項および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条ならびに滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例（平成23年滋賀県条例第11号）第1条の規定により設置された特別会計を除く。）からの繰入金、地方債収入その他の収入をもってその歳入とし、地方債の元利償還金その他の支出をもってその歳出とする。</p>	<p>第1条 省略</p> <p>（歳入および歳出）</p> <p>第2条 この会計においては、一般会計および特別会計（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第36条第1項、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第10条第1項、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第13条第1項および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条ならびに滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例（平成23年滋賀県条例第11号）第1条の規定により設置された特別会計を除く。）からの繰入金、地方債収入その他の収入をもってその歳入とし、地方債の元利償還金その他の支出をもってその歳出とする。</p>

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>（設備の規模および構造ならびに運営に関する基準）</p> <p>第3条 社会福祉法第65条第1項の条例で定める基準は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1～13 省略</p> <p>14 施設長は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、<u>母子福祉団体</u>、公共職業安定所等と連携すること。</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>（設備の規模および構造ならびに運営に関する基準）</p> <p>第3条 社会福祉法第65条第1項の条例で定める基準は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1～13 省略</p> <p>14 施設長は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、<u>母子・父子福祉団体</u>、公共職業安定所等と連携すること。</p>

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>（設備および運営に関する基準）</p> <p>第6条 法第45条第1項の条例で定める基準は、別表第1に定めるもののほか、次の各号に掲げる児童福祉施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。</p> <p>（1）および（2） 省略</p> <p>（3） 母子生活支援施設 別表第4</p> <p>（4）～（13） 省略</p> <p>別表第4（第6条関係）</p> <p>母子生活支援施設の設備および運営に関する基準</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 母子生活支援施設の長は、母子の保護および生活支援に当たっては、福祉事務所、児童等の通学する学校、児童相談所、<u>母子福祉団体</u>、公共職業安定所等と連携すること。</p> <p>5 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>（設備および運営に関する基準）</p> <p>第6条 法第45条第1項の条例で定める基準は、別表第1に定めるもののほか、次の各号に掲げる児童福祉施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。</p> <p>（1）および（2） 省略</p> <p>（3） 母子生活支援施設 別表第4</p> <p>（4）～（13） 省略</p> <p>別表第4（第6条関係）</p> <p>母子生活支援施設の設備および運営に関する基準</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 母子生活支援施設の長は、母子の保護および生活支援に当たっては、福祉事務所、児童等の通学する学校、児童相談所、<u>母子・父子福祉団体</u>、公共職業安定所等と連携すること。</p> <p>5 省略</p>

171

旧滋賀県母子家庭通学資金貸付条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>（償還の免除）</p> <p>第6条 知事は、通学資金の貸付けを受けた者が母子及び寡婦福祉法第12条の規定により第3条に規定する資金の償還の免除を受けたときは、通学資金の償還を免除することができる。</p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>（償還の免除）</p> <p>第6条 知事は、通学資金の貸付けを受けた者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条の規定により第3条に規定する資金の償還の免除を受けたときは、通学資金の償還を免除することができる。</p>